

障害福祉サービス法(仮称)のイメージ

障害福祉サービス法(仮称)

(障害種別に関わりのない共通のサービス等に関する以下の事項について規定)

第一 総則

- 目的、責務、用語の定義等

第二 給付

- 個別給付の支給決定等の手続き及び支給
- 公費負担医療(更生医療、育成医療、精神通院公費)の支給

第三 地域生活支援事業

- 市町村事業(相談支援事業、移動支援事業、コミュニケーション支援事業等)
- 都道府県事業

第四 事業及び施設

- 事業の開始及び施設の設置、サービスの質の評価、取り消し等

第五 障害保健福祉計画

- 国の基本指針
- 市町村障害保健福祉計画
- 都道府県障害保健福祉計画

第六 費用負担

- 市町村の支弁
- 都道府県の負担、調整交付金
- 国の負担、調整交付金

第七 その他

<u>身体障害者福祉法</u>	<u>知的障害者福祉法</u>	<u>精神保健福祉法</u>	<u>児童福祉法</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・身体障害者更生相談所 (第11条関係) ・福祉の措置 (第18条関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ・知的障害者更生相談所 (第12条関係) ・福祉の措置 (第15条の32, 第16条関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センター (第6条関係) ・措置入院等 (第29条関係) 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 (第15条関係) ・福祉の措置 (第27条関係)
等	等	等	等